

令和7年度 甲種防火管理新規講習(集合型) 実施案内

各務原市消防本部

消防法第8条により、学校、病院、工場、事業場、百貨店など多数の者が出入し、勤務し、又は居住する建物の管理権原者（建物の所有者・賃借人など）は、建物の用途・規模及び収容人員に応じて防火管理者（管理的又は監督的な地位にあるもの）を定め、防火管理上必要な業務を行わせなければなりません。

受講要件

以下の要件すべてに該当する方が受講できます。

- ・各務原市に在住または在勤の方
- ・資格取得の必要がある方
- ・eラーニングによる受講ができない方

受講期間及び申込受付期間

回	講習日	講習時間	定員	受付期間
第1回	令和7年10月15日(水) 令和7年10月16日(木)	1日目 午前9時30分～午後4時40分 2日目 午前9時15分～午後3時00分	60人	令和7年9月2日(火)午前9時00分～令和7年9月11日(木)

※講習日受付時間 1日目 午前9時00分～9時30分 2日目 午前9時00分～9時15分

講習会場

各務原市中央ライフデザインセンター 1階 大会議室（各務原市蘇原中央町2丁目1番地）

※駐車場は各務原警察署北側の第2駐車場をご利用ください。

テキスト代

4,510円（消費税込み）

申込方法

オンラインによる電子申請（先着順）

- ✦ 各務原市ウェブサイト消防専用サイト内防火管理講習ページ（集合型）
(<https://www.city.kakamigahara.lg.jp/life/bousai/1001268/1001299/1017571.html>)
に掲載される申込み専用フォームより申込みしてください。
- ✦ **申込後に送信される申込完了返信メールに申込後の受講案内が記載されていますので、必ず確認してください。確認できない場合は消防本部予防課まで連絡してください。**
- ✦ eラーニングによる受講が可能な方は、eラーニング受講をご利用ください。
- ✦ 申し込みの際に顔写真の電子データ(jpeg等)が必要です
- ✦ 申し込みは先着順とし、受付期間内であっても定員になり次第受付を終了します。
- ✦ オンライン申請の手段が無い方は窓口での受付が可能です。（若干名）
各務原市消防本部予防課(電話058-382-3137)までご連絡ください。
(窓口対応時間：平日8:30から17:15まで)
- ✦ 電話、郵送などによる受付、事前予約はできません。



注意事項

- ✦ 連続2日間の講習を修了することにより防火管理者の資格を取得することができます。
- ✦ 受講態度の悪い方（居眠り、私語、携帯電話・ゲーム機等の操作、その他の迷惑行為を行った方）には、退席していただくことがあります。この場合、講習修了とは認められません。
- ✦ 講習内容の理解状況を確認する効果測定を行います。理解が不十分と認められる方には、修了証の交付を保留し、補講を受けていただくことがありますので、ご了承ください。
- ✦ 気象警報が発令されるなど、天災による被害、または被害のおそれがある場合や感染症拡大な

どの理由で、やむを得ず講習を中止する場合があります。

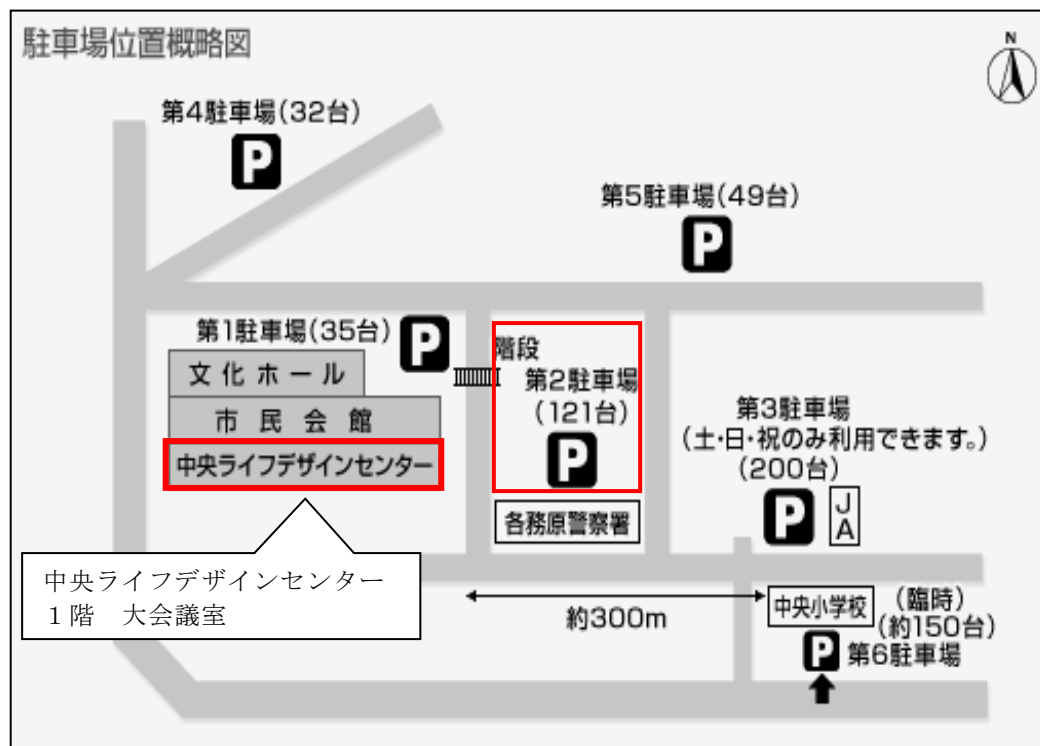
- ⊕ 申込み後、都合により受講できなくなった場合は、その旨を必ず消防本部予防課まで連絡してください。

〒504-8555 各務原市那加桜町1丁目69番地

各務原市消防本部 予防課

電話(058)382-3137(直通)

講習会場・駐車場



<中央ライフデザインセンター駐車場について>

各務原警察署北側の第2駐車場をご利用ください。

中央ライフデザインセンター建物南側の駐車場は使用しないようにお願いいたします。